

1. 障害者が地域で安心して働き、暮らし続けられる社会づくりについて

質問要旨

障害者が地域で安心して働き、暮らし続けられる社会づくりに関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 法定雇用率の引上げは、障害者の就労機会を拡大する上で重要と考える一方で、中小企業にとっては、受入体制の整備や業務の切り出しなど、一定の負担が生じることから、支援の充実が求められるが、法定雇用率の引上げに向け、中小企業への伴走支援、特に業務切り出し支援についてどのように強化していくのか。

(2) 障害者雇用を進める上で、企業と福祉の連携は不可欠であるが、精神障害者や発達障害者の職場定着支援について、専門人材の育成や企業研修の充実をどのように進めていくのか。また、企業が利用しやすい相談体制の整備や支援機関の連携強化にどのように取り組むのか。

答弁

大河内議員の御質問にお答えいたします。

障害者雇用に係る中小企業への支援についてでございます。

障害のある方が安心して働き続けるためには、一人一人の適性に応じた業務・職域の拡大と就職後の職場定着を伴走支援することが重要だと考えております。

京都ジョブパークでは、企業に対する障害者雇用への理解や制度の普及を図り、昨年度は1,113名の就労に繋がりますとともに、就職後も職場訪問などを通じ、定着を支援してまいりました。

こうした取組により、本府の実雇用率は2.47%と過去最高を更新しているものの、7月には法定雇用率が2.7%へ引上げられることから、一層の対策が必要だと考えております。

障害者の雇用にあたりましては、企業において任せる業務の切り出しや、就職後の定着に向けたフォロー体制の構築に課題があるため、これらの支援を強化する必要がございます。

業務の切り出しにつきましては、これまでの企業訪問などに加え、複数企業が参加し意見交換する「業務切り出しワークショップ」を新たに実施し、雇用の受け皿づくりを支援してまいりたいと考えております。

就職後の定着に向けましては、昨年、京都ジョブパークが製作した職場環境や業務内容、必要な配慮などを整理できるツールを活用し、雇用経験のない企業に対しまして、支援員が受入れ後のフォロー体制や職場環境について助言することで、職場への定着に繋げてまいりたいと考えております。

また、精神・発達障害のある方は、コミュニケーション面等での配慮が必要な場合が多く、職場環境に適応できるよう支援する人材の育成が重要です。

京都ジョブパークでは、昨年度から「ともに学ぶ会」を開催し、精神・発達障害のある方の雇用に意欲のある企業が、支援機関や先進企業と業務設計や支援体制を実践的に学ぶ研修を進めており、今後は研修の中で、人材マネジメントなどに従事する専門人材の育成も図ってまいりたいと考えております。

企業が利用しやすい相談体制の整備につきましては、京都ジョブパークにおきまして、企業訪問な

どによる企業のニーズの把握や関係構築に努めておりますが、今後は、さらに利便性を高めるため、対面を中心に実施してきた相談業務について、オンラインの対応も開始してまいりたいと考えております。

さらに、障害のある方が安定して働き続けるためには生活面も含めた支援が必要なことから、就労支援機関である京都ジョブパークと、生活支援に強みをもつ障害者就業・生活支援センターが参加する意見交換の場を昨年度に創設し、障害者雇用に係る情報共有を一層進め、連携強化を図っております。

今後とも、障害者雇用の促進に向け、企業への支援の充実を図り、誰もが活躍できる共生社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

1. 障害者が地域で安心して働き、暮らし続けられる社会づくりについて

質問要旨

障害者が地域で安心して働き、暮らし続けられる社会づくりに関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(3) 府教育委員会における障害者の雇用率が伸び悩む要因としては、学校現場の特殊性や教員以外の職種が限定されていることが挙げられるが、他の都道府県では、事務作業や定型業務の集約による働きやすい環境の整備や、専門相談員による電話ヒアリング・学校訪問を通じた定着支援により、雇用率を大幅に改善している中、こうした好事例等を参考にしながら、雇用率改善に向けて具体的にどのように進めるのか。

(教 育 長)

答弁

大河内議員の御質問にお答えいたします。

府教育委員会における障害者雇用の取組についてでございます。

共生社会の形成に向けては、障害の有無に関わらず、誰もが能力と適性に応じて活躍できる環境づくりを進めることが、重要と考えております。

令和7年6月時点の障害者雇用の状況でございますが、市町組合立学校を含む教職員約13,000人が算定対象となっており、全体の雇用率は2.16%となっております。

このうち、事務職員など教員以外の職種におきましては、法定雇用率の3倍を超える8.37%を雇用できている一方、全体の約9割を占める教員には教員免許が必要であるため、採用試験における障害のある方の受験が少なく、雇用率は1.38%と、全体として伸びにくい状況でございます。

このため、府教育委員会では、ハローワークと連携して、障害のある方を対象に、府内各地域の学校で環境整備や事務などに従事する会計年度任用職員を採用する取組を進めており、令和7年度の雇用率は前年度と比較いたしまして0.24ポイント改善したところでございます。

今後、こうした会計年度任用職員の配置をさらに拡充することで、南北に長い京都府の各地域において、障害のある方が自宅近くで安心して働ける環境を整えるとともに、他自治体の事例も研究しながら、障害のある方にとってより働きやすい任用の工夫や、定着支援などの取組を進めてまいりたいと考えております。

府教育委員会といたしましては、インクルーシブ教育を推進する立場からも、学校における計画的

な障害者雇用の促進に努めてまいります。

2. 松枯れ被害について

質問要旨

松枯れ被害に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

(1) 松くい虫被害は、森林の病害にとどまらず、景観の喪失や観光資源の劣化、防災機能の低下、生態系の攪乱、文化財周辺環境への影響など、府政全般に関わる重大な課題であり、被害の要因には、気候変動による高温化・乾燥化や間伐不足、シカの食害等が複合的に重なっているが、松くい虫被害の現状をどのように認識しているのか。 (農林水産部長)

答弁

松くい虫被害の現状についてでございます。

京都府内の松林は、天橋立、嵐山などに代表される景勝地の美しい景観や、社寺の森の文化的環境を形成するほか、海岸における飛砂防止などの多面的な機能を持ち、府民生活にとって大切な役割を果たしております。

松くい虫被害は、国内最大の森林病虫害であり、府内でも、昭和 54 年度に松林の約 2 割に当たる約 1 万 6 千 ha まで拡大したことから、ヘリコプターによる薬剤散布や大量伐採など広範囲でのまん延防止対策を講じてきた結果、今ではピーク時の約 15%までに抑えられております。

しかしながら、数年前から、京都府をはじめ全国的に松くい虫被害が増加傾向にあり、気象要因等によっては再び激しい被害を受けるおそれもあることから、今後は、被害木に対しては、周辺への拡大防止に向け、伐採と害虫の徹底した駆除、健全木に対しては、害虫の侵入防止に向け、ドローンによる必要箇所への集中的な薬剤散布や樹幹注入により、被害状況に応じた防除が進むよう、市町村や森林組合などによる計画的な対策を支援してまいりたいと考えております。

また、景勝地となる公園などの管理者に対しましては、府や国の研究機関が持つ知見や最新情報を基に、各広域振興局などに配置しております森林害虫防除員により、被害の迅速な把握や、地域の実情に応じた防除方法などの助言を行ってまいります。

今後とも、地域の重要な松林を守るため、関係者と連携しながら効果的な防除対策を講じてまいりたいと考えております。

2. 松枯れ被害について

質問要旨

松枯れ被害に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

(2) 嵐山の景観は京都のブランドである一方、松くい虫被害によりアカマツ林が急速に衰退し、広葉樹の繁茂によって眺望が損なわれる恐れがある中、嵐山公園における松くい虫被害の現状をどのように認識しているのか。また、景観保全・観光の視点を踏まえ、今後どのような方針で取り組

むのか。さらに、取組の実効性を向上させるため、周辺の森林も含め、関係機関と連携した被害対策が必要と考えるがどうか。
(建設交通部長)

答弁

嵐山公園の松くい虫被害の現状認識と対策についてでございます。

府立嵐山公園は、渡月橋の上下流に位置する風致公園であり、国の重要な史跡・名勝にも指定される風光明媚な景勝地でございます。

松をはじめ、桜、カエデなど、多様な樹木が織りなす美しい景観を守るためには、松くい虫被害の迅速な把握と、拡大を未然に防止する防除対策が重要であると考えております。

松くい虫被害の把握に関しては、令和6年度に実施した樹木の点検では、園内にある143本の松について変状等は確認されなかったものの、本年3月に嵯峨嵐山地域の地域振興を目的とする「嵐山保勝会」の協力を得て、ともに点検を実施したところ、17本の枯れ松を確認し、緊急的に伐採処理を行ったところでございます。

また、松くい虫被害が懸念される6本の松については、被害を未然に防止する防除対策として、薬剤の樹幹注入も実施したところです。今回の松枯れの原因は特定できていないものの、全国的に近年増加している松くい虫被害の恐れがあると考えているところでございます。

今後、松くい虫被害に対する取組の実効性を向上させるため、地域の皆様や専門家の御意見もお聞きしながら適切な時期に樹木の点検を行うとともに、拡大防止のための枯れ松の伐採処理や予防的措置を講じてまいります。また、周辺の森林につきましても、一体的な被害防止対策がより一層進むよう、周辺の森林を所管する国や京都市とも情報共有を行い、連携を深めてまいりたいと考えております。

3. 道路交通法の改正を受けた自転車の安全対策について

質問要旨

道路交通法の改正を受けた自転車の安全対策に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

(1) 聴覚補助が必要な聞き取り困難者や補聴器の使用者から、イヤホン使用と誤解されて注意を受けることへの懸念や、注意された場合の説明方法がわからないとの不安の声を聞くが、補聴器や聞き取り困難者が使用するイヤホンを含む多様な自転車利用者の安全な道路利用に対し、耳マークの普及促進や視覚的な交通情報の提供など、どのような支援策を講じるのか。

答弁

聞こえに障害のある方が安全に生活を送るための支援についてでございます。

聞こえに障害のある方が、地域で安心して暮らし、社会に参加できるようにしていくためには、様々な場面において、当事者が直面する障壁、バリアを、一つ一つ解消していく必要がございます。このバリアの一つとして、自転車を利用される際、補聴器をイヤホンと誤認され、警察から指導・取締を受けてしまうという不安があるといった声が挙がっているところでございますが、この補聴器は、周囲の交通状況を把握するために装着されているものであるため、適切な対応がなされるべ

きものと考えております。

京都府といたしましては、聞こえに障害のあることは外見からは分かりにくいいため、自転車の利用時も含めた様々な場面において、周囲の方から適切な配慮やサポートが行われるよう、聞こえづらさを周囲に知らせるための「耳マーク」の普及に、引き続き関係団体と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

また、障害のあるなしに関わらず、誰もが安全に自転車で走行できるよう、自転車の通行位置を明示する矢羽根型の路面表示やピクトグラムなどの視覚的な情報を充実させるなど、安全に自転車で通行できる環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

今後とも、関係部局が連携し、当事者の立場に寄り添って、物理的、制度的、意識的なバリアの解消に努めることにより、すべての府民の皆様が互いにその人らしさを認め合いながら、共に支えあい、安心して生活できる共生社会の実現に取り組んでまいります。

3. 道路交通法の改正を受けた自転車の安全対策について

質問要旨

道路交通法の改正を受けた自転車の安全対策に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

(2) 自転車事故の被害者・加害者はともに子どもと高齢者が多く、学校教育や地域の交通安全教室、デジタル教材の活用など、交通安全教育を具体的にどのように強化していくのか。また、観光客は道路交通法の知識が十分でない場合が多く、危険行為が頻発している中、レンタサイクル事業者と連携した取組が必要と考えるが、多言語対応やデジタル案内の活用も含め、観光客への交通ルールの周知や安全運転指導をどのように強化していくのか。

答弁

大河内議員の御質問にお答えいたします。

まず、子どもや高齢者に対する交通安全教育についてです。

交通安全教育を実施するに当たっては、心身の発達状況や身体機能の変化など、対象者のライフステージごとに異なる特性を踏まえることが、教育効果の向上につながるものと認識をしております。

具体的には、子どもに対しては、タブレットを用いたクイズや動画などの教材を活用し、親しみやすく、分かりやすい学習となるよう配慮する一方で、高齢者に対しては、運転シミュレーター等を活用した実践的な指導を行うなど、身体機能の変化を体感していただく教育を行っております。今後とも、教育内容や手法の充実化を図るなど、交通安全教育の強化に努めてまいります。

続いて、レンタサイクル事業者との連携についてです。

レンタサイクルを利用する観光客に対しては、実際に

自転車に乗る前に、交通ルールを正しく理解していただけるよう、必要な情報を提供し、注意を促すことが重要であると考えております。

そこで、自治体等とも連携し、レンタル手続きの時間等に、自転車の利用者にイラストや多言語を用いた広報資料を配布するなどして、基本的な交通ルール等を周知していただくよう、レンタサイクル事業者に依頼をしているところです。

引き続き、関係機関等と連携し、様々な広報媒体も活用するなどして、観光地における自転車の交通安全対策の強化に努めてまいります。